変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年十二月十一日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　高島港外防波堤灯台
位置
所在地　長崎県佐世保市（高島港外防波堤外端）
北緯　三三―一〇―一二
東経　一二九―三五―二〇
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年十二月十一日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　舳倉島灯台
位置
所在地　石川県輪島市（舳倉島）
北緯　三七―五一―〇五
東経　一三六―五五―〇八
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年十二月十一日
記事　一時変更

名称　油津港東防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県油津港（東防波堤外端）
北緯　三一―三四―一六
東経　一三一―二四―一二
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度四二〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル
平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和七年十二月十一日

名称　根占港北防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県肝属郡南大隅町（根占港北防波堤外端）
北緯　三一―一三―〇七
東経　一三〇―四五―二六
変更年月日　令和七年十二月十一日
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年十二月十一日

名称　松島港釜ノ浦防波堤灯台
位置
所在地　長崎県西海市（松島港釜ノ浦防波堤外端）
北緯　三二―五六―二七
東経　一二九―三七―〇三
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年十二月十二日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　今治AIS信号所
位置
所在地　愛媛県今治市（大浜）
北緯　三四―〇五―二五
東経　一三二―五九―一六
変更した事項
海上移動業務識別及びそれに係るAIS信号に含まれる位置

九九四三一六二五一
北緯三三―四九―二二　東経一三一―二三―三九（周防灘航路第二号バーチャルAIS航路標識（V／SUONADA―NO2）安全水域標識）

九九四三一六二五二
北緯三三―四七―一八　東経一三一―三五―二七（周防灘航路第四号バーチャルAIS航路標識（V／SUONADA―NO4）安全水域標識）

九九四三一六二五三
北緯三三―四五―四〇　東経一三一―四四―三九（周防灘航路第六号バーチャルAIS航路標識（V／SUONADA―NO6）安全水域標識）

九九四三一六二五四
北緯三三―四四―〇四　東経一三一―五三―五一（伊予灘航路第二号バーチャルAIS航路標識（V／IYONADA―NO2）安全水域標識）

九九四三一六二五五
北緯三三―四二―二四　東経一三二―〇三―二三（伊予灘航路第四号バーチャルAIS航路標識（V／IYONADA―NO4）安全水域標識）

九九四三一六二五六
北緯三三―四二―五一　東経一三二―一三―〇二（伊予灘航路第六号バーチャルAIS航路標識（V／IYONADA―NO6）安全水域標識）

九九四三一六二五七
北緯三三―五二―四三　東経一三二―三五―四三（伊予灘航路第九号バーチャルAIS航路標識（V／IYONADA―NO9）安全水域標識）

九九四三一六二四二
北緯三四―〇九―二四　東経一三二―五三―五五（来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識（V／KURUSHIMA―WEST―A）安全水域標識）

九九四三一六二四三
北緯三四―〇九―三七　東経一三二―五五―〇五（来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識（V／KURUSHIMA―WEST―B）安全水域標識）

九九四三一六二五八
北緯三四―二一―一八　東経一三三―二三―四六（仙酔島南方バーチャルAIS航路標識（V／SENSUISHIMA―S）安全水域標識）

記事

一　本AIS信号所は、海上移動業務識別及びそれに係るAIS信号に含まれる情報のほか、バーチャルAIS航路標識の名称、表示目的等を通報している。

二　本AIS信号所に係るバーチャルAIS航路標識の用途は、次のとおりである。

イ　周防灘航路第二号バーチャルAIS航路標識、周防灘航路第四号バーチャルAIS航路標識及び周防灘航路第六号バーチャルAIS航路標識は、周防灘の推薦航路を示すため、伊予灘航路第二号バーチャルAIS航路標識、伊予灘航路第四号バーチャルAIS航路標識、伊予灘航路第六号バーチャルAIS航路標識及び伊予灘航路第九号バーチャルAIS航路標識は、伊予灘北部の推薦航路を示すため、仙酔島南方バーチャルAIS航路標識は、仙酔島南方の安全水域を示すためのものである。

ロ　来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識及び来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識は、海上交通安全法に基づく来島海峡航路西側出入口付近海域における経路のB線を示すためのものである。

三　本AIS信号所は、次に掲げる情報を臨機に通報する場合がある。

イ　異常気象等による船舶交通の危険を防止する必要がある場合等における空港、道路、港湾施設その他の施設の位置等に関する情報

ロ　灯浮標の流失、沈没等の航路標識の事故が発生した場合等における当該航路標識の位置等に関する情報

ハ　沈船等の新たな危険物が発生した場合等における当該危険物の位置等に関する情報

四　通報を行う海岸局識別

〇〇四三一〇五〇九（土佐沖ノ島送受信所）
〇〇四三一〇六〇二（青ノ山送受信所）
〇〇四三一〇六〇四（塔ノ峰送受信所）
〇〇四三一〇六〇六（瀬戸送受信所）
〇〇四三一〇六〇七（沼隈送受信所）
〇〇四三一〇六〇八（嘉納山送受信所）

変更年月日　令和七年十二月十三日
記事　一時変更